

「春日団地」の用途廃止見送りについて

管理・収納第一グループ

予定していた春日団地の用途廃止の見送り

長寿命化計画に基づき用途廃止を進める予定であった「春日団地」について、廃止を見送るもの。

1 予定していた廃止までの事項

- ① 中央区協議会への諮問・答申
- ② 浜松市営住宅条例 改正（市営住宅一覧から削除）
- ③ 団地入居者へ通知（用途廃止決定通知書、市営住宅の明渡し依頼書）
- ④ 団地入居者との移転交渉～移転
- ⑤ 行政財産の廃止手続き（移転完了後）～用途廃止決定
- ⑥ 建物解体工事
- ⑦ 団地用地の所管替え

2 廃止見送りを判断した理由及び根拠

第1回浜松市営住宅管理運営委員会で承認された「春日団地」の用途廃止について、複数ある市営住宅設置の根拠法の中で、当団地に適用される法律の整理が必要であり、現時点で用途廃止を進めるべきではないと判断した。

【根拠法令】

公営住宅法(昭和26年法律第193号)

住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律52号)

3 住棟の解体について

入居者の意向を十分考慮し丁寧な対応に努めるとともに、入居者のいない老朽化した住棟については、解体を進めていく。

4 廃止時期について

現時点では、春日団地の用途廃止時期を入居者が全て退去した時点と考えているが、法の位置づけや事業等の整理に努め、用途廃止が可能であると判断できる場合には、長寿命化計画に基づき用途廃止を進めていく。